

褒章

令和8年度 春の褒章について

■藍綬褒章 新島二三彦さん

羽村市スポーツ推進委員の会長を務めるなど、長年にわたって東京都のスポーツ振興や発展に貢献された功績が認められたものです。5月20日(水)に伝達式、拝謁が行われました。



▲新島 二三彦さん

問合せ S&Dスポーツアリーナ羽村  
〒206-0003 FAX 041-697-4

暮らし

後期高齢者医療制度被保険者の方へ  
交通事故などにあつたとき

第三者から受けたけがなどの医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により、後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを伝えてください。

事故(自損事故含む)にあつたら、市民課高齢医療・年金係に必ず届け出て下さい。事故の状況を把握後、必要書類などを案内します。事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となります。必ず警察に届け出て下さい。  
問合せ 市民課高齢医療・年金係 138  
0570-10861519

資格確認書の更新について

8月1日以降、資格確認書の発行は年齢によって取り扱いを変更します。  
85歳以上：資格確認書を発行  
84歳以下：5月末までにマイナ保険証を利用した頻度が次の両方に当てはまる場合のみ資格情報のお知らせを発行。当てはまらない方には、従来の資格確認書を発行。  
・直近1年以内に6回以上利用  
・直近概ね3か月以内に利用  
資格情報のお知らせの発行対象で、資格確認書が必要な方は、窓口またはマイポータルで申請してください。窓口で手続きする場合は、本人確認書類、代理申請する場合は、来庁される方の本人確認書類も必要です。

問合せ 市民課高齢医療・年金係 138

市民税・都民税納税通知書を  
6月中旬に送付します

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在、住民票のある市区町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。納期は年4回です。年金特別徴収の対象の方は、年6回に分けて年金から引き落としとなります。なお、会社を通じて特別徴収額の決定通知書が届く方は、6月の給与から翌年5月の給与までに12回に分けて引き落としとなります。

問合せ 課税課市民税係 162

令和8年経済センサス活動調査

全国すべての企業・事業所を対象として行っています。回答していない事業所企業には、調査員が再度訪問し、依頼します。期限内の回答をお願いします。  
回答期限 6月8日(月)  
※統計法に基づく調査で、回答する義務があります。調査内容を統計作成目的以外で使用することはありません。

問合せ 総務課総務係 348

人権擁護委員はわたしたちの  
相談パートナーです

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された、民間のボランティアで、市内では4人の委員が活動しています。

主な活動  
●人権・身の上相談  
●不当な迫害・いじめなど、人権に関することで困っている方の問題解決を手伝います。随時、予約を受け付けています。  
日時 毎月第3木曜日午後1時30分～4時30分  
会場 市役所1階市民相談室  
定員 各日3人(申込順)  
申込み・問合せ 事前に電話または直接、秘書広報課市民相談係 541へ  
●人権啓発活動

認識してもらうための啓発活動です。  
問合せ 総務課総務係 333

生理用品を無償で配布します

配布期間 6月12日(金)～15日(月)  
配布場所・時間 市役所1階多目的室：  
午前9時～午後5時(13日(土)は午前9時～正午) / プリモホールゆとりぎ受付：午前9時～午後8時

内水(雨水出水) 浸水想定区域の  
指定・雨水管理総合計画の策定

●内水(雨水出水) 浸水想定区域の指定  
下水道施設は、整備水準を上回る大雨が降った場合、対応できません。このような大雨が降った際の浸水に対する危険性をお知らせし、住民自ら避難の対策を講じていただけるよう内水浸水想定区域図を作成しました。この内水浸水想定区域は水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨(153mm/時間)をシミュレーションにより作成しています。  
雨水出水浸水想定区域については、水防法に基づき指定しました。この区域の指定は、内水氾濫発生時の円滑かつ迅速な避難を確保していただき、被害の軽減を図ることを目的としています。

●雨水管理総合計画の策定

近年、多発する局地的・集中的な降雨による浸水被害への対応を図るため、下水道施設による浸水対策を行うべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定めた「羽村市雨水管理総合計画」を策定しました。

※詳しくは、市公式サイトを確認してください。  
問合せ 水道事務所 55412269  
FAX 55412573

Eメールで申し込むときは、件名に必ず事業名を記入してください。二次元コードがついている記事は、スマートフォンなどで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申し込んだりできます。

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどのバラ科の樹木に寄生して枯らしてしまう外来のカミキリムシです。市内でも被害が確認されており、被害にあった樹木は内部を食い荒らされ、やがて枯死や倒木の恐れがあります。被害にあった樹木の根元や幹肌には、フラスと呼ばれる幼虫が排出する木くずと糞が混ざったものが見られます。所有する樹木にフラスがないか確認をお願いします。



▲市公式サイト

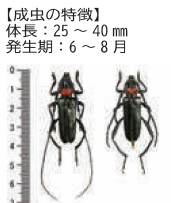
特定外来生物 クビアカツヤカミキリの防除にご協力を

配布内容 生理用品 1人1パック(先着順。なくなり次第終了)  
受取方法 一部の市内公共施設に設置する配布カードや市公式サイト画面を提示するか、窓口に掲示している案内ポスターを指差して職員に伝えてください。言葉に出さなくても、受け取るることができます。  
※詳しくは市公式サイトを確認してください。  
問合せ 総務課総務係 333



▲市公式サイト

発見したらその場で駆除し、環境政策課へ連絡してください。



▲クビアカツヤカミキリ(左：オス、右：メス)



▲フラス(出典：クビアカツヤカミキリ防除の手引き(東京都環境局))

問合せ 環境政策課 226

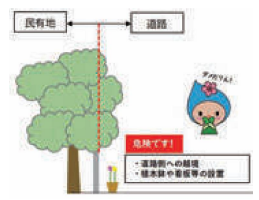
適正管理化学物質の使用量  
報告書などの提出

工場、指定作業場で対象化学物質を年間100kg以上取り扱っている場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第110条の規定により、前年度分の使用量などの報告が義務付けられています。令和8年度からオンラインで報告できるようになりました。

※オンラインシステムのID・パスワードは、事前に東京都から配布されています。届いていない場合は、問い合わせください。  
報告するもの 適正管理化学物質の使用

危険です！  
道路に出た枝などの障害物

歩道や車道に伸びた樹木の枝などは、通行の妨げになります。道路上に置かれた看板や植木鉢なども、通行人や自転車の転倒や負傷につながり、所有者が事故の責任を問われることがあります。また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険です。敷地内に出してください。



▲市公式サイト

▲環境局ウェブサイト



▲報告はこちらから

量等報告書、化学物質管理方法書(改定した場合のみ)  
報告期限 6月30日(火)  
問合せ 環境政策課 226  
s20500@city.hamura.tokyo.jp